

敦賀市立中央小学校 いじめ防止基本方針

【様式1】

平成26年4月1日 策定
平成29年9月1日 改訂
平成31年2月19日 改訂
令和2年4月1日 改訂
令和7年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) 本校は、いじめの早期発見や早期対応ができるよう、教職員一人一人の認識を深め、いじめの発生を確認した場合は、被害者を徹底的に守り抜き、敦賀市、敦賀市教育委員会、家庭、地域、外部機関と連携して、いじめの解消に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

〈注1〉「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

〈注2〉「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

〈注3〉「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み（誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり）

（1）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

（2）学校評価への位置づけ

○いじめの防止のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・一人一人の児童の個性を大事にし、自己肯定感を高める学級づくりに努めたか。
- ・立場の弱い子や困っている子に対応する規範を示すことができたか。
- ・道徳などにおいて積極的に「優しさ」「思いやり」の大切さについて考える機会を持つことができたか。

【児童】

- ・友達やまわりの人にやさしく接することができましたか。

【保護者】

- ・ルールやマナーを守り、人を思いやることができていますか。

（3）いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

所属欲求・承認欲求を充足させ、自己肯定感を高める学級づくりにより、いじめの被害者、加害者、観衆、傍観者という構図から脱却し、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

道徳の授業や体験活動を充実させ、「命の尊さ」や「思いやりの心」、「感謝の念」等について学ぶ機会を確保します。

児童の実態を把握するとともに、スクールカウンセラーを積極的に活用し、学校生活での悩みの解消を図るための相談活動を充実します。

○児童の自治的・主体的活動の充実

- ・学級活動や児童会活動等を利用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- ・委員会や係活動等による児童の自治的活動の場を意図的に設定し、自分たちで問題を解決して、よりよい学校・学級にしようという心を育てます。

○開かれた学校づくり

- ・「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を学校ホームページ等で積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- ・学校評議員会等で、学校のいじめに対する考え方や取組を周知し、共通認識に立って、いじめの発見や情報提供への協力を求めます。
- ・関係機関（子育て政策課・児童相談所・SSW・主任児童委員等）との情報交換を積極的に行い、いじめの未然防止に努めます。

○教職員の指導力向上を目的とした研修の実施

- ・「先生のためのワークブック」等を利用し、いじめに対する理解を深め、対応力を強化するための研修を実施します。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童について

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知しようとするよう努めます。得た情報を迅速に教職員で共有し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図ります。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、タブレット端末のアプリを活用する等して、児童がいつでも誰にでも相談できる体制を構築します。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめ事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず、全教職員が情報共有し、全教職員で観察・対応するとともに、速やかに「いじめ対応サポート班」による立案、組織的な対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

- ・いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対しては事案に関する事実確認徹底して行い、適切な指導を行います。
- ・いじめを受けたあるいは報告した児童、いじめたとされる児童、どちらにおいても、教員、スクールカウンセラーによる継続的な面談を実施します。
- ・いじめたとされる児童の保護者には、面談を実施する等して、家庭との連携を強化します。
- ・いじめたとされる児童には、状況に応じて、いじめ防止対策推進法第二十五条（校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があるとき、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。）の適用、第二十六条（市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合

を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。)の要請を検討します。

○外部人材の活用と関係機関との連携、ケース会議の実施

必要に応じて、敦賀市教育委員会をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校サポートチーム等の外部専門家、警察や児童相談所、市役所子育て政策課、地方法務局、医療機関、主任児童委員等の関係機関と連携を取りながら、「ケース会議」を実施するなどして、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処(「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務)

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」がある時は、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

○「組織的な対応についての共通認識」

- ・いじめ問題は、未然防止・早期発見・早期の事案対処、解決に向けて、チームで対応する。
- ・いじめ対策に同歩調で取り組む組織を設置する。
- ・各学級で起きていることや、児童の気になる言動について、教職員全員が共有する。
- ・問題解決までのプロセス[実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証]を明確にしておく。
- ・時系列に従って対応時の記録を残し、教職員間で共有する。
- ・会議では議事録を作成・共有する。すべての記録は5年間保存する。

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。（終礼での全職員の情報交換を元を実施）

（構成員）校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、必要に応じ学年主任 等 司会：教頭 記録：養護教諭

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存（保存期間：5年）
 - ・いじめの認知
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

（構成員）校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当 養護教諭
スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

（内 容） ○いじめを受けた児童の状況に応じた精神的ケアの実施

- ・スクールカウンセラーによるアセスメントとカウンセリングの実施
- ・安心・安全を感じられる環境の保障
- ・心の回復の段階に合わせた支援の実施

○児童の状況に応じた学習体制の整備

- ・タブレット端末を活用したオンライン授業や学習アプリによる学習機会の提供

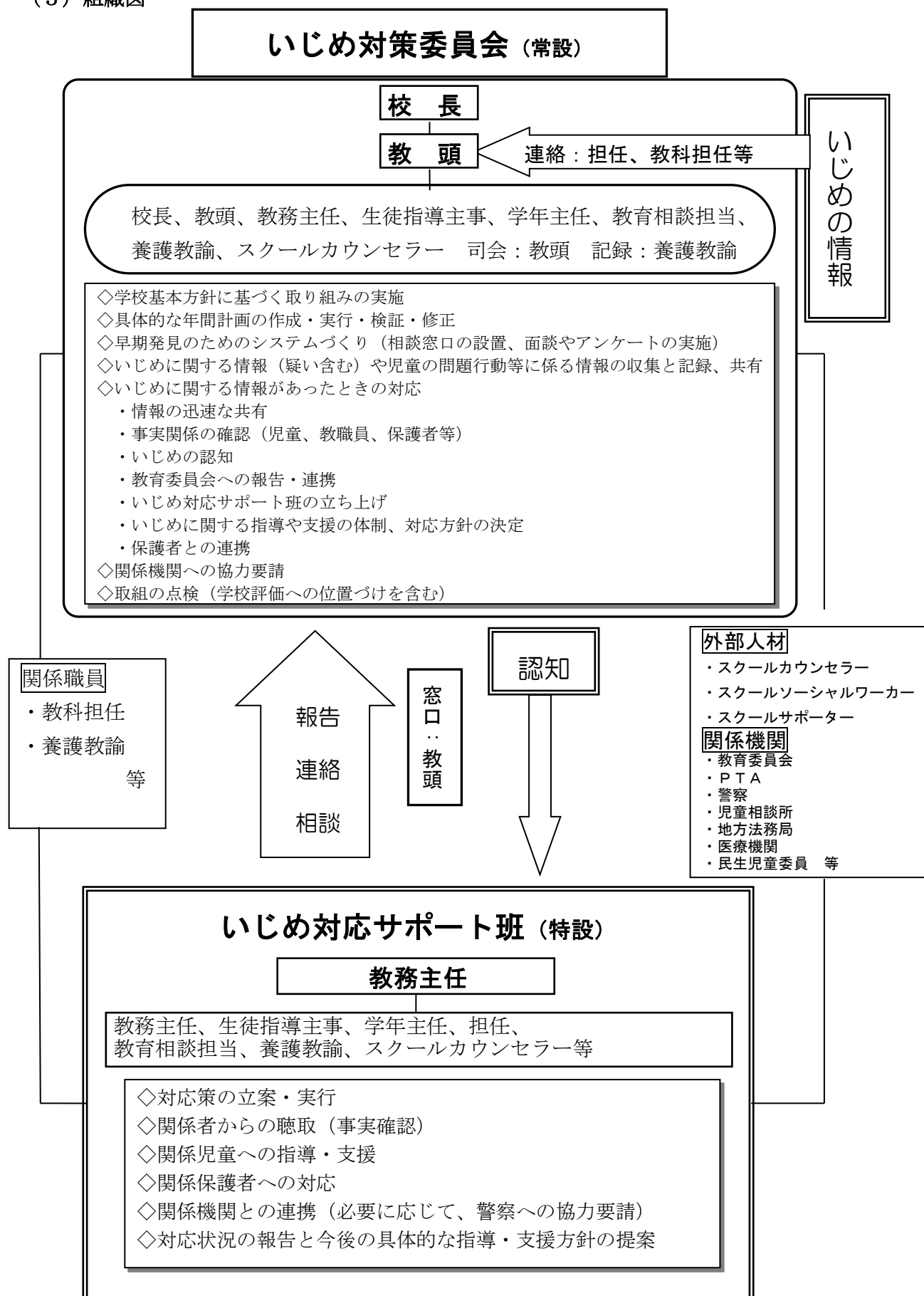
○家族が相談可能な窓口の情報提供

- ・スクールカウンセラーや敦賀市ハートフルスクールの専任カウンセラーによる相談機会の提供

○いじめを行った児童に対する個別指導・支援

- ・教員・スクールカウンセラーによる継続的なカウンセリングの実施
- ・いじめたとされる児童の保護者への面談の実施
- ・個や事案に応じた育成プランによる支援の継続的实施

(3) 組織図



【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

中央小学校

教員の動き等		児童の活動等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 ・学校HPで公表	入学式					
		学級開き・望ましい集団づくり　・心の居場所づくり ・新しい生活に希望をもたせる					
		1年生を迎える会　・望ましい集団づくり　・リーダーの育成					
		縦割り班清掃開始					
5 月	国の「いじめ防止等のための基本的な方針」 の改訂に係わる留意事項の周知	児 童 ア ン ケ ー ト 調 査					
	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握	春の校外学習 ・望ましい集団作り　・リーダーの育成 ・絆づくり					
	校内研修 ・道徳教育、人権教育 1年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認	教育相談週間 ・全員対象　・生活アンケート調査をもとに					
		体育大会 ・縦割りでの集団活動　・リーダーの育成 ・団結力、絆づくり					
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児 童ア ン ケ ー ト 調 査 保 護 者 ア ン ケ ー ト実 施(1回目)					
	授業研究会	町探険 望ましい集団作り 地域との連携	認知症サポーター養成講座 おもいやり自主的活動				
		オープンスクール　・家庭、地域との連携					
		携帯、インターネット利用について ・ネットモラル指導 ・家庭でのルール等					

〔7～9月〕

中央小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	児童アンケート調査					
	授業研究会						
	1学期中間教育懇談会						
	取組評価アンケート① ・1学期 ・未然防止に生かす						
8月	いじめに関する校内研修会 ・いじめ未然防止 特別活動研修会 ・望ましい集団づくり 特別支援教育研修会	PTA奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
9月		児童アンケート調査					
	授業研究会						
	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて 職員会議 ・重点事項確認						
				福祉体験 車いす体験 シニア体験 点字講座 おもいやり 自主的活動		修学旅行 1泊2日 絆づくり 自主的活動	

〔10～12月〕

中央小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	情報発信 ・評価アンケート結果 ・2学期の取組等	児童アンケート調査					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	授業研究会	教育相談週間 ・全員対象 ・生活アンケート調査をもとに					
		秋の校外学習 ・望ましい集団づくり ・リーダーの育成 ・絆づくり					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児童アンケート調査 保護者アンケート実施(2回目)					
	校内研究会						
	人権教育、人権週間に関する校内研修会 ・人権教育共通題材 ・人権集会の持ち方	携帯、インターネット利用について ・ネットモラル指導 ・家庭でのルール等					
		オープンスクール ・家庭、地域との連携					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児童アンケート調査					
		人権週間の取組 ・人権集会 ・人権集会感想掲示 ・全校放送					
	2学期中間教育懇談会	冬季休業前学習相談会 ・学習の実態把握、冬休み学習計画立案					

〔1～3月〕

中央小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児童アンケート調査					
	授業研究会						
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児童アンケート調査					
	取組評価アンケート② ・同じ項目で ・取組評価①との比較	6年生を送る会 ・感謝の気持ち、学校への所属感、新しい生活への希望をもたせる ・家庭、地域との連携					
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	児童アンケート調査					
	情報発信 ・評価アンケート結果 ・次年度の取組等	卒業証書授与式 ・感謝の気持ち、学校への所属感、新しい生活への希望をもたせる ・高学年リーダーシップの育成					
		校内奉仕作業 感謝の気持ちを育てる					